

**第 8 回川西薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 5 年 7 月 1 0 日

川西薩地区法定合併協議会

第8回川西薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年7月10日(木)

開催場所 ホテル太陽パレス(川内市)

開 会 午後2時21分

閉 会 午後3時19分

出席者

川西薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会長	森 卓 朗		
副会長	田 畑 誠 一	黒 瀬 一 郎	今別府 哲 矢
委員	岩 切 秀 雄	岩 下 早 人	田 中 憲 夫
	今 村 妙 子	吉 尾 逸 郎	永 徳 親 久
	神 藺 賢 太 朗	淵 脇 紀 子	常 田 博 美
	宮 脇 秀 隆	田 島 春 良	中 島 増 夫
	宮 元 泰 子	福 元 忠 一	石 塚 政 揮
	上 野 一 誠	田 島 忠 志	吹 田 紘 男
	森 藺 正 堂	和 田 国 昭	北 迫 茂
	山 元 温 治	田 原 八 工	今 村 松 男
	安 田 文 仁	村 原 政 和	肥 後 耕 作
	川 畑 禮 二	平 林 徳 子	塩 田 至
	平 嶺 道 夫	鷺 山 和 平	外 園 加 一
	純 浦 勝 志	山 下 廣 江	中 能 重 行
	長 瀆 秀 徳	大 良 影 夫	西 仙 可
	石 原 弘 子	尾 崎 嗣 徳	塩 釜 三 郎
	中 野 捷	橋 野 利 邦	小 村 庄 昌
	塩 釜 悦 子		

以上50名

顧問 西中須 浩 一 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委員 後 夷 安 男 山 本 佐 敏 藏 元 欽 一 郎

以上3名

専門部会長 平 敏 孝 牛 濱 義 信

川西薩地区法定合併協議会事務局

事務局長 田 中 良 二

事務局次長 満 園 健士郎

事務局員 森 園 一 春

棚 町 健 治

平 利 朗

堀 切 良 一

古 川 英 利

堀之内 孝 充

川 野 眞 司

村 岡 斎 哲

上須田 敏 秋

久 米 道 秋

田 代 健 一

江 口 洋

橋 口 堅

井手上 和 洋

奥 平 幸 己

古 川 太 司

久 徳 和 久

会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 新委員委嘱状交付

4. 副会長選任の報告

5. 議 事

(1) 提案事項

提案第5号 使用料、手数料等の取扱いについて

提案第6号 公共的団体の取扱いについて

提案第7号 上・水道事業の取扱いについて

(2) 報告事項

事務の進捗状況について

9 専門部会の進捗状況について

「一部事務組合の取扱い」協議経過等について

(3) その他

次回協議会の開催等について

5. 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

長らくお待ちいたしました。間もなく会議を開会いたしますが、会議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。

まず資料 1、協議会会次第、資料 2、協議会資料、資料 3、使用料現況調査表、資料 4、手数料現況調査表でございます。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから第 8 回川西薩地区法定合併協議会を開会いたします。開会にあたりまして、当協議会の森会長にごあいさつをお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。

何だかもう梅雨が明けたみたいなお天気が、ここ 2、3 日続いておりますが、大変猛暑の中、皆様方には本日、第 8 回目の川西薩地区法定合併協議会を開催いたしましたところ、万障お繰り合わせ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

ちょっと前の会議が長引いておりまして、開会が遅れましたことを、まずもってお詫び申し上げます。

ご案内のとおり、市町村の合併に関わる動きにつきましては、テレビ、新聞等で、毎日のご高覧のことと存じます。県内はもとより、県内外におきまして、いろんな動きがあるようでございます。

先般、総務省の調査によりますとすると、全国 3,200 有余の市町村の中で、だいたい今回の合併の問題につきましては、半分とまでは行きませんが、1,700 ぐらいの市町村になっていくのではなかろうかというような数値が出ていたところでございます。

平成 17 年 3 月に向かって、皆さん方、一生懸命それぞれお取り組みをさせていただいているわけですが、いよいよこの特例法に基づく合併の特例の期限までには、もう時間が刻一刻と迫ってくるような気がしてならないわけでございます。

ところで、私どもの川西薩地区法定合併協議会につきましても、去る 6 月 26 日に第 7 回目の協議会を開催したところでございますが、以来、今日まで、大変いろんな動きがございました。特に下甕村の当協議会への加入の検討につきましては、いろいろと動きがございましたし、また、串木野市さんの離脱の問題についても、いろいろと 6 月 26 日にも協議をさせていただいたところでございます。

その後、関係市町村の中から、このままでは合併の問題が円滑に進められないから、ひとつ新たな法定合併協議会を準備して、そしていろいろと新市のまちづくり計画等についても論議をしていかなければ間に合わなくなるのではないかというご提言もございまして、新たな法定協の準備会を発足させて、今日に至っているところでございます。

いずれにいたしましても、串木野市さんにおかれましては、離脱のご希望を持っておられまして、文書でもって串木野市長のほうから離脱の申し出がございましたけれども、早い

機会にいろんな整理をしていただきたいということを、かねがね申し上げているところがございます。

私どもといたしましては、串木野市さんが何とかして、これまでの川西薩地区法定合併協議会の一員として、これからも一緒に力を合わせ、心を合わせてやっていっていただけるようお願いをしているわけがございますけれども、串木野市さんのご都合もあります。できましたら早い機会に去就をはっきりしていただきたいと、今日、今日までお願いを申し上げているのが実情でございます。

いずれにいたしましても、新しい1市4町4村での法定協議会の立ち上げ、そして現在のこの川西薩地区法定合併協議会につきましては、しばらく休止の状態でご取扱いをさせていただきたいということを、去る6月26日の段階でも申し上げたりしているのが実情でございます。

いずれにいたしましても、いつでも串木野市の皆さん方が、残留の方向で結論を出されましたら、作業を再開する復元方式ということで対処していくということをお願いしております。

また、下甕村の合併の問題につきましては、新しい法定協の中で、先行協議方式を取らせてやっていただくということにいたしているところであります。

本日の会議は、一応、この協議会を本日付で休止する手続きを取る方向で、後ほど協議をいただきますが、これは串木野市の離脱、あるいは法定協議会の解散ということではなく、あくまでもいったん休止ということでございますので、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

従来の川西薩地区法定合併協議会スケジュールで予定されておりました提案事項等は、法定協議会が住民の皆様にご説明責任を果たす意味からも、本日提案をいたしますので、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

本日は顧問として、県の合併推進室長様、川内総務事務所長様にご臨席でございます。なお後ほど、肥後地方課長もご参加いただける、ご出席いただけるということをお願いしております。

どうか本日の会議におきまして、大所高所から、私どものこの会議にご助言、ご指導賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、開会のごあいさつといたします。どうか今日もよろしくお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それでは、ここで会議の成立について申し上げます。

協議会規約第10条の規程によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者数は49名で、半数を超えておりま

すので、この会議の成立を宣言いたします。

それから、協議会規約第 10 条の規程によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に会議進行をよろしくお願いいたします。

森卓朗会長

では、しばらく座長を務めさせていただきます。着席のまま、議事を進行させていただきます。

では、まず傍聴者の皆様へ、今、お手元にお配りしてございます傍聴の心得をよくお読みになりまして、静かに傍聴して下さるようお願いいたします。

ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては、発言の前に委員名を言ってから発言をお願いいたします。

本日の議題等につきましては、去る 7 月 3 日開催されました幹事会でも十分協議がされているところでありますので、つけ加えさせていただきます。

では早速、議事に入ります。

提案第 5 号、使用料、手数料等の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

平敏孝企画財政部会長

企画財政専門部会の平でございます。それでは、資料 2 の 5 ページをお開きいただきたいと思っております。

提案第 5 号、使用料、手数料等の取扱いについて、説明させていただきます。

使用料、手数料等の取扱いにつきましては、各専門部会、分科会で協議したものを、企画財政専門部会で全体的な取りまとめ、取扱いの均衡を保つよう協議し、取りまとめを行ったものでございます。

合併協定項目 14 号「使用料、手数料等の取扱い」について、次のとおり提案いたします。

調整方針案としまして、使用料につきましては、住民の一体性の確保、住民負担に配慮し、次のとおり取扱うものといたします。

固有の施設については、当面現行のとおりとする。

同一又は類似の施設については、可能な限り統一に務める。

差異が著しいもの、事情により調整に期間を要するものは、合併後に随時調整する。

ただし、その期間は 3 年以内を目途とする。

手数料については、受益者負担の公平性に基づき、合併時まで現行単価を基準として統一に努めるものといたします。

6 ページをお開き下さい。

資料といたしまして、1番目に協定項目の要旨・留意点を記載してございます。

(1)市町村間の同一又は類似施設の統一を図る必要がございます。

(2)可能な限り統一に努め、差異の著しいもの及び事情により調整困難なものについては、当分の間現行のとおりといたします。

(3)上・下水道事業、国民健康保険事業、介護保険事業、幼稚園使用料、一部事務組合に関するものは、この協定項目からは除き、他の協定項目で協議することといたします。

2番目に、提案内容の理由といたしまして、住民生活に関わりが深い使用料、手数料については、負担の公平性を考慮した内容で調整方針を提案するものでございます。

3番目に、先進事例といたしまして、近年の新設合併による事例から、西東京市、さいたま市、さぬき市、周南市の協議内容を掲げてございます。

また、7ページには、参考法令といたしまして、地方自治法の中から、関係分を抜粋しております。

次に8ページからの資料のご説明を申し上げます。

8ページの上のほうに、調整方針の分類といたしまして、ちょっと字が細かいんですが、1から6までの調整方針を掲げてあります。

1は、現行のまま新市に引き継ぐ。2は、市町村の例により調整する。3は、新市に移行後、新たに制度等を制定する。4は、新市に移行後、速やかに調整する。5は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。6は、廃止の方向で調整に努める。として、区分しているところでございます。

8ページから10ページにかけまして、使用料の個別の調整方針案一覧表をつけてございます。

使用料個別調整方針案一覧表の一番右側のほうにございますが、調整方針案の欄をご覧くださいますと、概ね1か5になっております。これは、固有の施設については、当面、現行のとおりとする。差異が著しいものについては、3年以内を目途に調整するという調整方針案に沿ったものとなっております。

続きまして、手数料の個別調整方針案につきましては、同じ資料の11ページに掲載しております。

受益者負担の公平性に基つき、合併時まで現行単価を基準として統一に努めるものとするという調整方針案に基つきまして、調整の必要なものにつきましては、ほとんどが2か3の調整方針案となっております。

その他、別冊となっておりますが、資料3、資料4について、概要をご説明いたします。

資料3のほうが使用料現況調査表、資料4のほうが手数料の現況調査表でございますが、それぞれの項目ごとに該当市町村の現況を記載し、各ページ右下のほうに、課題・問題点、調整方針案を記載してございます。お目通しをいただきたいと思います。

以上で提案第5号、使用料、手数料の取扱いについて、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま使用料、手数料等の取扱いについて、事務局のほうから検討の結果等について説明をいたしたところでございます。

何か委員の皆様方に、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

ございませんでしょうか。調整の方法について、調整の方針につきましては、現行のまま新市に引き継ぐ、あるいは新市に移行後、新たに制度を制定する、新市に移行する移行後、速やかに、3年ぐらいの間に調整するとか、いろいろそういう調整方針を定めて、今、各市町村にございます、使用料、手数料について、今、分析をしてくれているところでございます。

一応、特別にご質問もないようでございますので、この項目については、これで終わらせていただきます。

続きまして、提案第6号、公共的団体等の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

棚町健治調整第1班長

調整班の棚町です。

同じく資料2の12ページをお願いいたします。

提案第6号、公共的団体等の取扱いについて、ご説明申し上げます。

まず最初に、13ページの調整方針案をご説明する前に、ご理解いただきたいことが2点ほどございます。

1点目ですけれども、公共的団体の調整方針案につきましては、事前に各団体と調整を行った上での方針ではなく、あくまでも市町村として、各団体に対し、どういう方針で臨むかといった観点で、調整方針案をご提案いたしております。

2点目といたしましては、公共的団体を便宜上、関係市町村内の団体と関係市町村外の団体に分けております。おそれ入りますが、18ページから25ページをお開き下さい。

ここに掲げている団体は、関係市町村内の団体でございます。関係市町村内の団体は、市町村が補助金を交付している団体等であり、市町村とは密接な関わりのある団体でございます。この中で、例えば18ページをお願いいたします。

18ページの表の一番上のほうですけれども、各市町村の職員互助会の関係が横並びになっております。例えば川内市では川内市職員共済会、串木野市では串木野市職員厚生会というように、共通の目的を有する団体を市町村ごとに横並びにしております。この関係市

町村内の全部の団体数といたしましては、642 団体、195 種類の団体がございます。

続きまして、次に 26 ページから最後の 43 ページをお願いいたします。

このページには、関係市町村外の団体でございます。関係市町村外の団体につきましては、市町村が負担金を負担している団体等であり、主に国や県が主体となった団体でありますので、関係市町村内の団体、いわゆる補助金交付団体とは団体の性格が異なっております。この関係市町村外の団体数といたしましては、全部で 518 団体、457 種類の団体がございます。

このことをご理解いただきまして、13 ページをお願いいたします。

13 ページに返っていただいて、調整方針案について、ご説明申し上げます。

公共的団体の統合整備につきましては、あくまでも各団体の判断に基づいて決定されるものでありますので、調整方針案につきましても、他の協定項目で使われております、

に調整するといった表現が、調整に努めるとなっておりまして、ワンクッション置いた表現、調整方針案となっております。

まず関係市町村内の団体につきましては、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとするとしております。調整方針案の基本的な考え方といたしましては、統合整備に努めるでございますが、団体によっては現行どおりとするもの、あるいは廃止するものに分類しております。

まず統合する場合がございますけれども、(1)では、複数の関係市町村で共通の目的を有する団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。(2)では、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。(3)では、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとするとしておりまして、統合の時期について整理しております。また、(4)では、統合される団体以外の団体については、現行のとおりとする。ただし、(5)では、整理できる団体については、廃止の方向で調整に努めるものとするとしております。

次に関係市町村外の団体につきましては、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議し調整に努めるものとするとしております。

この関係市町村外の団体につきましては、関係市町村内の団体以上に市町村でどうこうできるできるといったものではありませんけれども、市町村としての考え方、方針という意味で、調整方針案をご提案いたしております。

したがいまして、関係市町村内の団体と同様、統合整備に努めるを基本にしながら現行どおりとするもの、あるいは関係市町村内の団体とは表現が異なりますけれども、脱退するものに分類いたしております。

まず統合する場合がございますけれども、(1)では、複数の関係市町村で共通の目的を有し加入している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。(2)では、実情より合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする

る。(3)では、実情により統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとするとしておりまして、同じく統合の時期について整理し、新市においても引き続き加入するといったものでございます。また、(4)では、統合される団体以外の団体については現行のとおり加入するものとする。ただし、(5)では、整理できる団体は、脱退の方向で調整に努めるものとするとしております。

次に14ページをお願いいたします。

1の協定項目の要旨・留意点の(1)では、公共的団体の定義について記載しております。次に(2)ですが、合併特例法では、公共的団体等に対しまして、新市の一体性の確立に資するため、統合整備を図るよう努力義務を課しております。(3)では、地方自治法では、「地方公共団体の長は、公共的団体等の活動について、総合調整を図るため、指揮監督することができる。」と規定いたしております。また、(4)の、農業協同組合、商工会等については、組織強化の観点から合併を推進しており、また、社会福祉協議会については、市町村に一つと定められていることから、統合に向けた取り組みが求められております。

2の提案内容の理由につきましては、調整方針案の基本的な考え方をその理由としてしております。

次に3の協議の先進事例につきましては、東かがわ市、周南市、さいたま市、さぬき市の4例を掲載しておりますけれども、ご覧のとおり基本的な考え方はどこも同じで、各団体の実情を尊重しながら調整に努めるとなっております。

次、15ページをお願いいたします。

4では、合併特例法をはじめとする参考法令を掲載しておりますので、後ほどお目直しいただければと思います。

次に17ページをお願いいたします。

今後の協議・調整スケジュール案でございます。

まず表の上の段には、公共的団体等の取扱いに関する、提案、決定時期と調印、議決、合併日を時間を追って並べております。また、下の段には、具体的な調整方針ごとにスケジュール案を示しておりますけれども、基本的には8月の協議会で調整方針案の決定、承認をいただいてから、各団体と下協議、団体に対する補助金等の調整を行い、正式には平成16年3月の議決後、調整を行いたいと考えております。

下の段の具体的な調整方針ごとの協議・調整スケジュールといたしましては、左のほうですけれども、の合併時に統合するよう調整に努める、の現行のとおりとする、の廃止の方向で調整に努めるにつきましては、平成16年の10月の合併時まで調整に努めると。の合併後、速やかに統合するよう調整に努めるは、合併後約1年以内。の将来、統合するよう調整に努めるは、合併後約5年以内を目途に調整に努めることとしております。

最後に、18 ページから 43 ページにつきましては、先ほどご説明いたしましたので、割愛いたしますけれども、ここにある関係市町村内と外の団体を全部で合わせると 1,160 団体、652 種類の団体がございます。今後は、それぞれ個別の調整方針案に基づき、先ほどのスケジュールに沿った形で、各団体に対して調整を図ってまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

提案第 6 号、公共的団体等の取扱いについて、ただいま事務局のほうからご説明をいたしました。

この件につきまして、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

1,160 団体、六百数十種類あるということでございますので、それぞれ関係市町村の皆様方、それぞれのところについては、お目通しをしてみたいいただきまして、今後またご意見がございましたら、発言をしていただきたいと思います。公共的団体等の取扱いについては、これで一応終わりにしたいと存じます。

引き続きまして提案第 7 号、上・下水道事業の取扱いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

牛濱義信上下水道部会長

上下水道専門部会長の牛濱でございます。

それでは、合併協定項目 23 の 18、上・下水道事業の取扱いについてをご提案いたします。資料 2、44、45 ページの提案第 7 号をお開き下さい。

調整方針案は枠内に記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

まず水道事業について説明いたします。資料 48 ページをお開き下さい。

公営企業法適用の上水道事業は、川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町の 5 市町村で実施されており、簡易水道事業は特別会計として全市町村で実施されております。

48、49 ページの上水道事業、簡易水道事業は、現行のまま新市に引き継ぎ、会計は新市に移行後 3 年以内を目途に随時調整することとし、50 ページにあります企業債は、現行のまま新市に引き継ぐことといたしております。

住民生活に最も密着した公共事業の一つであります水道料金は、54 ページの料金試算比較表のように、一般家庭で月 30 立米使用した時、最高と最低の差が 1,904 円あり、早急な料金の統一が難しいことから、新市における事業計画や組織体系の決定後に原価計算を行い、合併後 3 年を目途に料金の統一ができるよう調整し、料金体系は口径別とすることといたしております。

また、検針は現在、毎月と 2 ヶ月ごとであります検針期日を、合併時に統一することや、

メーター使用料は廃止の方向で調整することといたしております。

57 ページ、新規加入者負担金は、各市町村間で格差がありますので、新市に移行後も当分の間、現行のとおりとし、3年以内を目途に随時調整することといたしております。

57、58 ページの給水装置工事事業者指定手数料等4手数料は、新市に移行後、新たに制度等を制定することとし、給水装置工事検査手数料は川内市の例により、開栓・休栓手数料等6手数料は廃止することといたしております。

59 ページから 62 ページにあります、事業及び財政計画は、新市に移行後、速やかに調整することとし、事業認可の内容、調整及び拡張、整備計画については、現行のまま新市に引き継ぐこととしております。

65 ページにあります、船舶給水は、川内市、串木野市、里村、上甕村で実施されておりますが、現行のまま新市に引き継ぐことといたしております。

66 ページ、サービスセンター事務は、現在、川内市のみが実施しておりますが、他市町村の輪番制や委託料等との調整を、新市に移行後、速やかに行うことといたしております。

67 ページにあります、水道事業運営審議会は、川内市、東郷町に設置されておりますので、新市に移行後、速やかに調整することといたしております。

68 ページにあります、工業用水は、入来町で実施されております。現行のまま新市に引き継ぐことといたしております。

次に下水道事業について説明をいたします。

69 ページにあります、公共下水道事業は、現在、串木野市で実施され、川内市では平成 15 年度末に共用開始予定であり、農業集落排水事業は、川内市、入来町、祁答院町で実施され、里村は平成 17 年度末に共用開始予定であります。また、地域下水道処理施設は、川内市と鹿島村で実施されており、上甕村では、特定環境保全公共下水道事業を実施し、漁業集落環境整備事業と浄化槽市町村整備推進事業を整備中であります。

資料 69 ページの下水道使用料は、料金単価、料金体系に違いがありますので、当分の間、現行のとおりとし、新市において料金を統一するため基本を定め、汚水の量による従量制の料金体系とすることとしております。

資料 70 ページにあります負担金は、負担金額及び体系に差異がありますので、各市町村の現在の事業が完了するまでは現行のとおりとし、新市における新しい事業計画に伴って、負担金を調整することといたしております。また、納付方法、猶予基準、減免基準については、合併までに統一することとし、口座振替は平成 17 年 4 月から実施できるよう調整し、全納報奨金は現行のとおりとし、合併後、新事業の実施に伴って調整することといたしております。

71 ページから 81 ページにあります、下水道事業及び下水道事業の計画と認可事業及び財政計画については、現行のまま新市に引き継ぐことといたしております。また入来町の大馬越地区及び入来中部地区農業集落排水処理施設維持管理組合は、借り入れの償還が終

了するまでは存続させる方向で調整することといたしております。

次に温泉事業について説明いたします。

82 ページにあります温泉事業は、樋脇町、入来町、祁答院町で特別会計として実施されております。温泉事業につきましては、新市に移行後、会計経理を統一して、新たな制度を制定することといたしております。

資料 83 ページから 88 ページにあります検針は、樋脇町の例により、公衆浴場料金は、新市内は同一料金が望ましいことから、新市に移行後、料金の統一を図ることといたしております。また、分湯分については、これまでの系統があり、新市に移行後も当分の間、現行のとおりとし、3年以内を目途に調整し、賦課徴収については、新たに制度を制定することといたしております。

89 ページの量水器につきましては、樋脇町の例により、90、91 ページの工事負担金については、現行のままとし、工事検査は新たに制度等を制定することといたしております。

92、93 ページの公衆浴場管理は、新たに制度を制定し、94、95、96 ページの温泉施設開発と給湯開始・休止及び温泉審議会は、新市に移行後、1年以内に調整することといたしております。

以上で、上・下水道事業の調整方針案の説明を終わりますが、資料の 46、47 ページにあります、篠山市、東かがわ市、高田地域、周南市等の協定先進事例を参考にし、48 ページから 96 ページにあります資料の事務事業一元化調整内容により、調整の方針を決定いたしました。終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま提案第7号、上・下水道事業の取扱いについて、ご提案を申し上げました。これから質疑に入ります。ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

なしという声が聞こえます。提案のとおり取扱いをしまいたいと存じますので、また、いろいろご意見がございましたら、提案でございますので、次の機会等にまたご審議をいただくということにしたいと存じます。

では引き続きまして、報告事項でございます。

まず最初に、事務の進捗状況についてを議題といたします。関連がございますので、9 専門部会の進捗状況についても、同時進行とさせていただきます。事務局の説明をお願いします。

森園一春総務広報班長

97 ページをお開き下さい。

報告事項、事務の進捗状況について。

ここから各班のほうで説明をさせていただきます。まず総務広報班でございます。

協議会だよりでございますけれども、前回の第7回協議会の分を7月31日発送でございます。

ホームページにつきましては、6月30日現在、アクセスが30,398件。子供向けホームページの分が、6月30日現在でアクセスが1,953件ございました。

議事録作成につきましては、第7回議事録につきましては7月中旬、調製・発送予定でございます。第8回、今回の分につきましては8月下旬発送予定でございます。

棚町健治調整第1班長

続きまして、調整班でございます。事務事業の一元化関係について、ご説明を申し上げます。

事務事業一元化関係につきましては、3月からの調整作業を継続しております。前回、6月26日の第7回協議会以降の報告ということで、あまり期間も経っておりませんが、6月21日から6月末までの間に、専門部会が4回、分科会が3回開催されております。法定協設置から、専門部会を55回、分科会を257回、合わせて312回の協議を重ねております。

次に98ページをお開き下さい。

9専門部会の進捗状況についてということで、報告をさせていただきます。

各専門部会の進捗状況は、そこに出ております資料に記載のとおりですけれども、これまでの取り組みにつきまして、全体的に報告をさせていただきたいと思っております。

各専門部会では、3月からの電算システム関係を皮切りに調整作業に入り、6月末までに調整方針案を出すことを目標に取り組んできました。先ほど、専門部会、分科会の開催回数を312回と報告いたしましたが、特に調整協議のピークを迎えました4月には、ほとんど毎日分科会が開催され、多い時には1週間に31回、1日に11回という協議がされております。この間、各市町村の職員の方々には、平常業務に加えての作業でありましたけれども、それぞれが一丸となって、積極的に協議を進めてきていただきました。

また、各専門部会、分科会事務局担当の市町にありましては、スケジュール調整や会議録等の整理など、大変な作業をこなしてきていただきました。そして、その結果として、5月末には、各専門部会所管の事務事業につきまして、分科会協議までの調整協議をほぼ終了いたしまして、6月からは協議会に提案する議案の調整や細部の調整に取り組んでおります。

以上で、進捗状況の報告を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま報告事項として、事務の進捗状況について、9つの専門部会の進捗状況についても含めて、ご説明を申し上げました。何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。

特別にないようでございます。一生懸命取り組んで、各分科会で、専門部会で、やってきていただいたということをご報告を申し上げたところでございます。

では一応、報告事項の1、2を終わりにして、3番目、一部事務組合の取扱いについて、協議経過等についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

満園健士郎事務局次長

資料2の99ページお開き下さい。

報告の3、一部事務組合等の取扱いの協議経過等につきましては、前回の6月26日、第7回の協議会でも報告をいたしましたので、4月25日から6月23日までの分につきましては、省略させていただきます。6月26日以降の分につきましては、ご説明申し上げます。

月日で行きますと6月30日、入来町、祁答院町、川西薩地区法定合併協議会事務局との意見交換を行っております。

これにつきましては、薩摩東部の一部事務組合の関係との対策につきまして、意見交換を行いましたけれども、薩摩東部地区の法定合併協議会が、8月に一部事務組合の取扱いについて提案するという予定になっておりますことから、その前に薩摩東部地区との関係のある一部事務組合について、方向性を見出す必要があるということがございまして、構成市町村として、入来町、祁答院町が加入している一部事務組合があることから、一部事務組合のあり方について、意見交換を行いました。

その中で、確認事項といたしましては、薩摩東部衛生処理組合を脱退、解散する場合の法的問題点を整理し、協議していく必要があるということ。それから、一部事務組合につきましては、消防それから衛生処理組合等ございますけれども、それぞれに分けて業務ごとに状況が異なりますので、分けて協議をしていく必要があるということ。それから、今後の協議の進め方、方向性を見出し方といたしましては、助役会議及び幹事会、法定協議会の幹事会、それから法定協議会の会長さん同士、それから管理者同士の協議を進めていく必要があるというようなことで、確認をいたしております。

特に薩摩東部との関係におきましては、5町の助役会議、それから1市7町4村の助役さん方による会議などで、方針を見出していく必要があるということで、事務局のほうでも計画をいたしていく予定でございます。

それから7月4日の日には、川薩地区の介護保険組合の担当課長会がございまして、この中で介護保険の組合についての、単独でいった場合、それから一部事務組合でいった場

合のメリット、デメリット等について、いろいろ資料等を持って説明を行ったところでございます。

いずれにしても、解散という場合になりますと、財産、それから負債、それから職員、サービスの変化、経営上の問題等々を総合的に勘案して、よりよい調整方針というのを見出すべきであるということで、確認がされているところでございます。

以上です。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま一部事務組合の取扱いについて、協議経過等について、ご報告いたしました、何かご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ないということでございます。一応、これまでの一部事務組合の取扱いについては、ご了承いただいたものと存じます。ありがとうございました。

では次のその他でございますが、次回の開催日程等についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

次回の開催日程等の件でございますが、資料の101ページからは、今後の会議日程を記載しておりますけれども、この資料の最終ページ、104ページには、下甕村長さんから森会長宛の文書があり、また、6月26日には、川西薩地区法定協の首長・議長会でも新たな法定協設置の方向性が出されました。本日、冒頭の森会長のあいさつの中でも、新たな組織の立ち上げというのが触れられております。

つきましては、異例の取扱いではございますけれども、次回のこの法定協の開催日日程は、未定としたいと考えております。事実上、いったん活動休止の取扱いとなることを、会長のほうで委員の皆様にお諮りいただきたいと思います。

なお、この法定協の活動休止とは、串木野市の離脱を容認するとか、あるいは承認するというものでもございません。併せまして、法定協の解散でもございません。

法定協の予算も当分の間、そのまま残っておりますし、併せまして、昨年12月の9市町村議会におきます、法定協設置、法定協参加の可決は生きておりますので、併せてお知らせいたします。

説明は以上でございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

今、事務局のほうから説明をいたしました。が、次回の開催日程の件につきましては、未定ということで、日程を取り扱うことにさせていただきたいと存じますが、何かこの件につきまして、ご意見はございませんか。

特別にないということでございます。

この川西薩地区法定合併協議会につきましては、昨年の12月25日に、2市4町3村でスタートいたしまして、今日まで8回の法定協議会を開催し、また、数多くの幹事会、助役会、また、先ほど説明がございましたとおり、協議会の中のそれぞれの専門部会等にいきまして、312回に渡るいろんな調整の会議も開いてきたところでございまして、これまで説明を申し上げてまいりましたとおり、数多くのいろんな合併に向かつての事務事業の作業が進められてきたところであります。

しかしながら、串木野市の市長さんの離脱の方向でのお気持ちもございまして、一応、このままではこの川西薩地区法定合併協議会の開催をこれ以上、これまでどおり続けていくことにつきましては、困難かと存じますので、ただいま事務局のほうから説明がありましたとおり、休止ということの取扱いにさせていただきまして、串木野市長さんのほうでお考えがお変わりになり、このまま残るとおっしゃいました場合は、速やかにまた、お申し出いただきますように取扱いをして、門戸は開けておくということにしたいと考えているところであります。

皆様方から、何かこの件につきまして、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声)

特別にないということでございます。

串木野市におかれましては、これまでも8回に渡って、いろいろと協議をし、一生懸命、新市のまちづくりを目指して取り組んで、一緒にまいったわけでございまして、どうかひとつ、もしまたお考えがお変わりになって、一緒にいこうということになりましたら、できるだけ速やかに、早く残留することにつきましてのご回答をお願い申し上げたいと存じます。それでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声)

ではそのようお願いを申し上げたいと存じます。

田畑市長さんのほうから、何かここでご発言がありましたら、ご発言をお願いします。

田畑誠一副会長

県下の範としての情熱と英知を持って、川西薩地区法定合併協議会が進められてまいりました。長い間、皆様方に大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、心からお詫びを申し上げます。

にも関わりませず、今日まで仲間としてあつかっていただいて、最終的に串木野市民の民意もおくみ取りいただきましたご厚情に対しまして、心から厚く御礼を申し上げます。

8回、汗と油と申しますか、に渡る法定協議会、一生懸命進められてこられました。今日をもちまして、一応、休止という形で、私のわがままで相成ってしまいました。

私は、この今日の休止状態に入ることを機に、帰らせていただく意思がございません。したがって、重ねて皆様方にご迷惑をおかけをいたしましたことを、お詫びを申し上げます。ご厚情賜りましたことを、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

田中良二事務局長

それでは、ただいま、いったん活動休止ということで、次回開催未定ということは、いったん活動休止ということで、そういう取り決めの合意をいただきましたので、これまでの川西薩地区法定協におきます協議結果等の取扱いにつきまして、去る7月3日の幹事会におきまして、5点ほど申し合わせましたので、口頭、ご報告申し上げておきます。

1点目は、この川西薩地区法定協におきます、これまでの調整方針、協議結果を、仮称川薩地区法定合併協議会に承継することを認める。

2点目は、新市名称の応募作品につきましては、応募者の同意があれば、仮称川薩地区法定合併協議会に承継することを認める。

3点目は、その他調査研究結果、事務作業に伴う成果、情報等についても、仮称川薩地区法定合併協議会に承継することを認める。

4点目は、本協議会の構成市町村は、市町村合併に関し、関係市町村、関係法定協と一部事務組合の取扱いの協議や、関係専門部会長、事務局員との協議などを随時行うものとする。それから、現在、串木野市が専門部会として所管されております、総務部会、住民福祉健康部会、上・下水道部会の3専門部会と、関係分科会の内容引き継ぎ協議につきましては、まず串木野市のほうで3専門部会、関係14分科会に関わりまず議事録ほか協議資料の目録を含めて、全て文書で揃えていただきたいということで、取り決めました。そして、新たな川薩地区法定合併協議会の3専門部会、分科会の担当者と、串木野市の担当者同士が個別に内容引き継ぎを行うというものでございます。

最後の5点目が、串木野市から、満園次長、棚町班長、久徳班員、非常に優秀な3名の職員の方を派遣していただきまして、ありがとうございました。誠に残念でございますけれども、取り決めによりまして、7月10日、本日までとなっております。

申し合わせは以上でございますが、最後に事務局長として、事務局からのお願いでございますけれども、串木野市におかれましては、昨年、3月28日の合併問題勉強会設置から、1年4ヶ月に渡り、本地区との合併協議に関わっていらっしゃると思いますので、3名の事務局員はじめ、今後とも市職員の事務協議、連絡調整は、合併に止まらず、一部事務組合

協議や、たくさんございます、広域的振興協議会など、多岐に渡る協議を引き続き協議を続けさせていただきたいということで、お願い申し上げます。

以上でございます。

森卓朗会長

ただいま事務局のほうから、今後の取扱い等についても説明申し上げましたが、何かご意見ございませんか。

なしということであります。

では、協議事項の全てを議了いたしました。

これで座長の役目を終わらせていただきますが、ただいま串木野の市長さんのほうから、あらためてお気持ちは分かるが、ここに帰ることはないという最後のお話を聞きまして、一縷の望みを持っておりましてだけに、大変残念でなりません。しかしながら、同じ住民福祉の向上のために、21世紀の新しいまちづくりをするために、目的は一緒でございますので、それぞれのまた団体におかれまして、さらなる新しい構想を持って、立派なまちづくりをされますように、心から祈念を申し上げる次第でございます。

しかしながら、7月24日という、6月26日に法定協の中で一つの目安を立てた日にちもでございますので、それまでは私どももお待ち申し上げておきたいと思っております。その後の連絡もなければ、もうそのまま来年の10月11日でもって、この会はいわゆる自然消滅の会になっていくのではないかと、かように考えているところであります。

一生懸命、皆さん方と取り組んでまいりました。その成果は、決して無駄にすることなく、これから新しく設置されるであろう、川薩地区法定合併協議会の中で、十二分これまでつぎ込んできました情熱と、エネルギーと、英知と、これらは全部、活かしてまいりたいと考えているところであります。

皆様方のこれまでの会議に対しますご協力、ご支援に対しまして感謝を申し上げまして、座長の役目を終わらせていただきます。ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは、これで第8回川西薩地区法定合併協議会を閉会いたします。

なお、午後3時25分、約10分後でございますが、当ホテルの富士の間で、川薩地区法定合併協議会設置会議が開催されますので、関係市町村の首長、議長、設置準備会正副幹事長様におかれましては、会場へのご移動をお願いいたします。

また、第1回川薩地区法定合併協議会は、この会場で、3時50分ごろからの開催を予定しております。申し訳ございませんが、会場の設営等がございますので、机の上の資料等は、いったんお持ちになりまして、席を空けて下さるようお願いいたします。

控室といたしまして、ここの部屋を出られて右のほうに、高砂の間というのがございま

す。お茶の準備もしてございますので、申し訳ありませんが、しばらくお待ち下さい。以上です。

会議録署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する

川西薩地区法定合併協議会会長